

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月16日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社A（以下「会社」という。）が元請として施工したBの下水道工事現場において、作業に従事していた。
- 2 請求人によると、昭和60年12月又は昭和61年1月頃、同工事現場での作業中に、単管パイプが頭部に当たり、深さ約6mの立坑に転落して右足、顔面及び全身打撲の負傷（以下「本件災害」という。）をしたという。請求人は、平成30年5月18日、C医療機関を受診し、「右変形性足関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は本件災害による傷病であり、業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月31日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

当審査会の事実認定及び判断は、次の2のとおり付加するほかは、決定書理由に記載するところと同旨であるので、同決定書理由に説示する「判断の要件」とともに、これを引用する。

2 当審査会の事実の認定

請求人は、本件災害があった証拠として、本件災害の際の所属事業場が借り上げた部屋と一緒に居住していた者の証言を提出し、昭和60年12月、昭和61年1月又は昭和62年2月19日に、本件災害により負傷し、本件傷病は本件災害によるものであると主張することから、一件記録を精査したが、決定書理由に説示のとおり、同証言は負傷時期及び発生状況が明確ではなく、客観的に本件災害の事実を確認することはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当である。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月4日